



# 倉田 芳浩

くらた  
よしひろ

## 責任編集版

# vol. 63

〒010-8560 秋田県秋田市山王一丁目1-1 TEL.090-3363-8772 E-mail: yomiya-720@nifty.com

コロナ禍はオミクロン株に置き換わり市民生活にも大きな影響を与えています。そして、感染するリスクが増しました▽国や自治体の対応や対策は、さまざまな媒体を使い随時発表されますので確認されることと、あらためてそれぞれが、基本的な感染症対策を続けることが大事です▽秋田が雪国であったことを強く思い出させる今冬の雪模様。今年がいきなり雪国になったわけでありません。毎年のように訪れる「雪の危機」。その対応や対策について、市当局から市民に対しての情報発信は少なく感じています。今後の対応策は2月議会や6月議会にて取り上げなければなりません、まずは道路上で守られるべきは歩行者であり特に足元がおぼつかない子どもや高齢者だということを再認識しましょう▽雪の降る日が続き気持ちも暗くなりがち。それでもまもなく立春です。太陽の動きで算出されている暦なので、まだ寒さは厳しいかもしれません。しかし、日が短かった冬至からみれば日が長くなってきたことを実感できると思います▽フキノトウをはじめ梅の便りが聞こえてきたり新しい芽吹きが始まります。これからはそれぞれの方がそれぞれの「春の予感」を味わうことでしょう。

### 追いつかない除雪？

今冬の除排雪作業は困難を極めています。12月27日は本市の除雪基準には少しだけ満たない積雪状況でした。

しかし、翌日は暖気で雪が緩み、道路には「わだち」ができて歩行者も車両も大変な状態となっていました。

急ぎよ、全市一斉除雪の指示が出され年末年始の休みなく業者の方たちは作業にあたりました。緩んだ状態での除雪作業は効率よく進むのですが、そのような作業ができる区域は重機の数からみても限定的です。昨年末に緩んだ雪は翌日には凍結し多くの地域で道路上に「根雪」として残っています。

4日〜5日は必要とする一斉除雪では「いつも最初に作業する」区域と「いつも最後に作業する」区域は決まっているようです。そのことは緩んだ時にきれいに作業ができる場所と再び凍結してしまい、思うように作業ができない場所ができることも事実です。そして狭隘な道路では適度な圧雪状態が見られた場合には「経過観察」をしながら除雪を見送っている場合もあります。

1月24日の週は「根雪」として残っていた生活道路の雪が緩み、ふたたび道路には「わだち」ができてしまいました。歩行者はもとより、車両の運転

にも多くの支障がみられるようになりました。

全市域、多くの地点で同様の状況が現れますので除排雪は「特に悪路となつていている場所」が対象にならざるを得ません。あとは「経過観察」となるのです。

いま秋田市では除排雪に關し長年培った作業に対するマニュアルが存在します。しかし、毎年のごとく市民からの苦情は絶えません。現状に対する秋田市当局としての発信の少なさも、それに起因するのですが、抜本的に作業手順等を変更しなければこれからも同じ繰り返しになってしまいます。いま除雪に關する市民の考えと市当局の考えは大きく乖離していると思われま

それぞれが考えが違ふのであれば「苦情の嵐」は止むことはありません。高齢化社会を迎え、また、除排雪業者の数も減ると考えられるいま、30年後・50年後を見据えた「秋田市の雪」をどうするかを市民の皆さんとともに早急に検討しなければなりません。

### 無記名投票

秋田市の副市長人事が不同意となりました。無記名投票を求める側の数が多く「今までにない」かたちでの投票も要因かもしれません。

通常の選挙を考えますと「財産や性別に関係なく」「一人一票」が与えられ、「直接投票」することができ「投票の秘密を守るため無記名」で行われています。

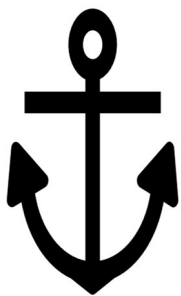
他自治体でも人事案は無記名で行われている例は多くあり、何物にもとらわれず、自身の考えを表すことができる方があります。私達はいままで「自身の考え」による判断をしてきたため無記名に対抗し記名投票にするよう要求しました。

### 主な政務活動

- 十月一日 厚生分科会
- 三日 地域づくり事業
- 六日 予算決算委員会
- 七日 地域課題（ガス灯）
- 八日 本会議
- 十日 赤レンガ館
- 十一日 市政情報交換会
- 十七日 ゴミ問題の会
- 十八日 活動報告作成
- 十九日 活動報告作成
- 二十二日 市職労
- 二十四日 地域づくり事業

- 二十五日 活動報告配布
- 二十六日 建設業協会
- 二十七日 活動報告配布
- 二十八日 庁内
- 三十日 町内会長交流会
- 十一月一日 市政情報交換会
- 二日 庁内
- 四日 庁内
- 五日 総務委員会傍聴
- 六日 キタスカ
- 七日 地域づくり事業
- 九日 庁内
- 十日 北部議員団
- 十一日 市政情報交換会
- 十二日 各派会長会議
- 十三日 ふきのとう大会
- 十六日 公共交通研究会
- 十九日 学校統合
- 二十二日 北部意見交換会
- 二十四日 各派会長会議
- 二十六日 園芸センター
- 二十九日 本会議
- 三十日 庁内

- 十二月一日 地域課題（ガス灯）
- 四日 憲法を学ぶ会
- 八日 本会議
- 九日 本会議
- 十日 本会議 会長会議
- 十二日 ゴミ問題の会
- 十三日 市保育協議会
- 十四日 厚生委員会
- 十六日 北部議員団
- 十七日 福祉相談
- 二十日 予算決算委員会
- 二十二日 本会議
- 二十三日 庁内
- 二十七日 庁内
- 二十八日 御用納め



議案等に対する議員の表決状況(令和3年11月定例会)

令和3年11月29日、12月22日

フロンティア:フロンティア秋田、公明党:公明党秋田市議会、共産党:日本共産党秋田市議会議員団

賛否内容(※○:賛成【可決・承認・認定・同意・採択・趣旨採択】、×:反対【否決・不承認・不認定・不同意・不採択】、欠:欠席、除:除斥、退:退席、議:議長)

番号	件名	議決結果	フロンティア					秋水会										市民クラブ			公明党			共産党			そうせい		議長									
			倉山	後藤	船木	藤田	小林	荻原	工藤	細川	安井	川口	佐藤	伊藤	伊藤	熊谷	菅原	渡辺	小野	小野	赤坂	安井	藤枝	見上	工藤	花田	牧野	武田		石塚	成沢	奈良	佐藤	鈴木	佐藤	小松	齊藤	岩谷
市長提出	140	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
	141	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
陳情	56	安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民の命・健康・暮らしを守るための政策の実現に関する意見書の提出について	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	議	
	57	精神保健医療福祉の改善等に関する意見書の提出について	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	議	
	58	安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民の命・健康・暮らしを守るための政策の実現に関する意見書の提出について	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	議	
	59	介護をする人と受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換に関する意見書の提出について	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	議	

十万円支給を考える

秋田市の「子育て世帯への十万円給付」は所得制限があります。他自治体での制限撤廃。財源は国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」。市の年度内の交付金は活用済み。しかし、年度をまたぐ交付金は存在していません。すべての子供に、公平に給付を、と考えるならば強く検討すべきです。

困りで記載したのは私自身がツイート(つぶやいた)した一文です。子育て世代への支援策は本来であれば「恒久的」なものが必要なのですが今後の国会での論議が待たれます。いまも続くコロナ禍にあつて「秋田市独自」の取り組みとして令和4年1月臨時会に「子育て世代への十万円給付」の件も補正予算として提出されました。以下のような懸念を伝えながら賛成の意見を述べました。

「この度、厚生分科会において、『対象児童を養育しているが離婚等を理由に受け取ることができない保護者に対し本市独自に児童一人当たり10万円の給付金を給付する件』を審議いたしました。

9月以降離婚をしたため子供を育てている方へ給付金が渡らないことが現実としてあります。給付金が渡らなかった問題点として一点指摘をしますが給付金を振り込む前段階において、元夫婦2名に『振込先の確認(養育している側)』を行わなかったのはなぜなのでしょう。職員が時間を割けばできないことではなかったはずですが、なかつたはずですが、

そして、給付金が『子供を育てていない元配偶者』にわたつていた場合、国の考えに倣い返還請求を行わない方針には驚きを隠せません。どのような理由があれば『二重の給付』となつた場合、一方に返

還請求を行うことを求めます(養育者にわたらずとも元配偶者が子どものために直接活用した場合、その限りではありません)。

また、本件もそうですが財源は国の『新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金』です。本市でも令和4年度に入っても活用できる交付金・財源はあると聞いております。そしてその財源もつて秋田市でも行つていく子育て世代への10万円給付に係る所得制限を撤廃し、すべての子どもに給付が行き渡るようにしなければなりません。すべての子どもたちにもしく、公平に、であり『所得には関係なく、コロナ禍では子育て世代の家庭は影響を受けている』のです。よつてこれから、前述の地方創生交付金を活用し所得制限の撤廃を検討されることも求め意見といたします。

この度、秋田市においても住民税非課税世帯等の方たちに一世帯当たり10万円を給付する事業が始まります。対象世帯としては、令和3年12月10日において秋田市内に住所があり世帯の全員が「令和3年度分市県民税非課税世帯」であり、また、令和3年分は課税されていたが令和3年の給与や事業収入が激減(家計急変)した世帯も対象となります。家計急変世帯は、そのことを証明することが必要であり、給与、もしくは売り上げが激減した任意のひと月の書類があれば良いだけです(審査はあります)。

臨時特別給付金

令和3年分の市県民税が非課税であつた世帯には2月末には秋田市から確認書が送付されます。また、家計急変世帯の方は2月末から受付が始まります。

秋田市広報等でも事業内容が確認できると思いますが、内容を確認の上、手続きを忘れないようにしてください。